

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和泉市長 辻 宏康

市町村名 (市町村コード)	和泉市 (27219)
地域名 (地域内農業集落名)	横山地区 (北田中、下之宮、仏並、大畑、坪井、小野田、福瀬、岡、九鬼、善正、南面利、大野、父鬼)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

現状:当地区は、JA横山支店管轄エリア(南横山の太野町、父鬼町を含む)を横山地区と設定。特色とすれば、山あいの傾斜地は、果樹(温州ミカン等)栽培がさかん。住宅や事業所が点在する入り組んだ土地利用がされている。昔は果樹園地であったところが竹藪化しているところも多い。一部が国定公園に指定されている。山間部と平地部との高低差がある。

課題:

・高齢化に伴って施設(農道、水路等)の管理も行き届かなくなっている。

農道や水路等農業施設の草刈り等の維持管理作業を軽減する上で、維持管理費の補助制度として多面的機能支払交付金がある。なお、この交付金については対象地域が大阪府農空間保全地域(農用地区域、調区の概ね5ha以上の集団農地、生産緑地等)として位置づけされており、農家の方だけでなく農家以外の地域住民の参画も必要。この制度を活用することにより、管理者の方々の作業軽減と地域コミュニティの醸成にもつながる。

○農地維持活動

農地のり面の草刈、水路の泥上げ等、基礎的な保全活動。

○資源向上活動

農道、水路、ため池等の軽微な補修。

・農業インフラ老朽化の再整備。

整備計画の内容に応じた国、府、市の各種補助事業を活用することによって負担を軽減する。

・鳥獣被害対策。

<アライグマについて>

忌避剤、捕獲檻の貸出、電柵(※)の設置を検討。

電柵(※)=鳥獣被害防止総合支援事業(国事業)・・・受益戸数:3戸以上、補助率:直営施工は定額、請負施工は1/2以内、但し上限単価あり。

<カラスについて>

防鳥ネットの設置(果樹振興会では補助)、鳥よけスピーカーの検討。

<イノシシについて>

侵入防止の障害を設置、通行後の閉門を徹底する。忌避剤、電柵の設置検討。既存ワイヤーメッシュの前に目隠し(防草シートや寒冷紗)を設置することによって進入を未然防止。ワイヤーメッシュの管理徹底必要。中の作物を見せないトタン板を継ぎ目に隙間ができないように設置を検討。

・経費増加による採算性の悪化。手元にお金が残らない。儲からない。

減農薬、減化学肥料栽培による経費の節減。(多様な手法による防除の導入と土壌診断結果に基づく肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。)

<JAいずみのより肥料等の高騰対策>

予約購買による引取により販売価格を抑制している。また、一部肥料の販売価格を仕入れ価格(原価)に据置きし、皆様のご負担を低減する取組を実施。

・高齢化と担い手の確保。(担い手がいらない。他地域から担い手が来てくれたらありがたい。)

新規就農者等多様な担い手や企業の誘導。

市で現在、導入を検討している援農ボランティア制度により農作業の負担軽減を図る。

・気候変動、温暖化による農作物への影響及び病虫害発生が増加。

農作物病虫害の発生しにくい環境を整え、発生予察情報の把握により防除の要否やタイミングを判断し、適切な防除手段を実施する。

<おおさかアグリメール>

大阪府立環境農林水産総合研究所では、農家や農業関係者の皆様に技術情報などを送付する「おおさかアグリメール」の配信サービスを実施中(登録無料、通信費のみ発生)。

・新規就農者は、それぞれの地域の営農形態の違いや水利権の違いにより用水確保の調整が困難。
他地域からの新規就農者も貴重な担い手であることの地元理解の醸成と、新規就農者との意思疎通を活発に行うことにより、担い手の営農しやすい環境づくりに努める。

・貸付希望等の分かりやすい農地情報がない。／農地の情報が全くわからない(売却希望農地の紹介など)。
貸し手と借り手の情報を集約化し、繋ぐことにより、新規就農者等が農地を借りやすくなることと考えることから、関係機関に要望していく。

・農業機械の導入に係る補助メニューと補助率に関する情報の入手方法。
大阪府HP「農業用機械・施設の整備に対する補助事業について」において、大阪版認定農業者支援事業、国庫補助事業についても農業用機械・施設の整備に対する掲載されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

・基幹的な農道が重要。
補助金を活用した農道整備には、工事費に対して、農業生産等による効果が高いことが必要。農道単独での事業化は困難であり、事業化の検討には、新たな農業団地の造成などの基盤整備事業など、地域の営農状況等が大きく変わる取組みが必須となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	345.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	345.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

横山地区

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

※

地域での話し合いにより、農業委員をはじめ関係機関の調整の元、貸出意向の農地所有者に対する働きかけを行い、担い手への農地の集積を推進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

※

担い手への集約や、新規就農者等の誘致・転貸を推進する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

※

地元農業関係者の合意形成を図り、整備計画の内容に応じた国、府、市の各種補助事業の活用を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、関係機関と連携しながら担い手を確保する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

個々の状況に応じ、農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①アライグマ、カラス、イノシシへの対策として、電気柵、防鳥ネット、ワイヤーメッシュ等の設置を検討。

⑧各種補助事業を活用した農業インフラの整備・維持管理を実施。